

医学モデルから 社会モデルへ ～なぜ今県条例が必要なのか～

共生社会づくり
を目指すための
条例タウンミー
ティング
【湖南地域】

平成30年6月5日に滋賀県へ答申のあった「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例骨格」の内容を県民の皆さんに知っていただくためのタウンミーティングを開催します。

条例専門分科会委員にご登壇いただき、障害の社会モデルについてわかりやすく説明します。なぜ今県条例が必要なのか一緒に考えましょう。

日時

平成
30年

9月23日(日)

13:30～15:30 (受付: 13:00～)

会場

草津市立まちづくりセンター

JR草津駅から徒歩3分(草津市西大路町9-6)

参加費無料
県内7か所
で開催中!
(裏面参照)

行政説明

13:30～14:00

答申の内容について

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課

基調報告

14:10～15:20

「医学モデルから社会モデルへ
～なぜ今県条例が必要なのか～」

登壇者: 垣見 節子氏

条例検討専門分科会委員
滋賀自立生活センター 代表

更に詳しくみんなで
ワークショップ

10月13日(土)

12:30～16:40

草津市立市民交流プ
ラザ・大会議室

参加申し込み

「参加申込書」に必要事項を記入の上、ファックス、電子メールまたは郵送により申し込んでください。

主催・お問い合わせ

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課

TEL 077-528-3541 FAX 077-528-4853

E-mail ec0006@pref.shiga.lg.jp



滋賀県
Shiga Prefecture

障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例タウンミーティング参加申込書

氏名	
所属	
連絡先	TEL e-mail
参加会場	<p>1 大津地域 (9月9日(日)／明日都浜大津) ～障害のある人の自己決定を考える～</p> <p>2 湖南地域 (9月23日(日)／草津市立まちづくりセンター) ～医学モデルから社会モデルへ なぜ今条例が必要か～</p> <p>3 甲賀地域 (9月30日(日)／水口社会福祉センター) ～相談事例から合理的配慮や条例のあり方を考える～</p> <p>4 東近江地域 (9月17日(月・祝)／近江八幡市総合福祉センター) ～障害のある人の地域生活支援を考える～</p> <p>5 湖東地域 (9月2日(日)／ビバシティ彦根研修室) ～障害があっても当たり前前に働き・暮らせる滋賀をめざして～</p> <p>6 湖北地域 (8月19日(日)／長浜市民交流センター) ～実効性のある相談体制のあり方を考える～</p> <p>7 湖西地域 (8月26日(日)／新旭公民館) ～災害時における障害のある人への配慮について考える～</p>
配慮すべき事項等 がありましたらお 書きください	<p>(参加される会場に○をしてください。複数の会場に参加される場合はすべてに○をしてください。)</p> <p>※各会場の詳細は順次県ホームページに掲載しています</p> <p>※各会場に手話通訳を配置します。要約筆記等その他の配慮が必要な場合に記載してください。</p>

※「参加申込書」に記載された個人情報は、このタウンミーティング以外の目的で使用することはありません。

※参加の決定通知等はいたしません。定員を超える等、ご参加いただけない場合のみ連絡させていただきます。